

第29回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 令和8年1月26日（月）
2. 招集の場所 中城村役場 会議室2-3
3. 開催日時 令和8年1月26日 14時00分から17時00分
4. 出席委員
1番 比嘉 盛安（会長）
2番 花城 康樹（会長職務代理者）
3番 川田 哲也 5番 小橋川達則
6番 屋良 照枝
5. 欠席委員
4番 比嘉 康雄
6. 議事日程
第1 会期について
第2 議事録署名人及び書記の指名について
第3 案件
議案第99号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第100号 非農地証明願いについて
報告第21号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について
報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 出席職員
事務局長 仲村 武宏
農政係長 山下 大作

8. 会議の概要

議長（会長）

ただいまより第29回農業委員会総会を開会します。
会期については、本日1日でよろしいですか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

本日1日です。
議事録署名人の指名は、5番小橋川達則さんと6番屋良照枝さんでお願いいたします。
書記の指名は山下係長でお願いします。
主要業務報告をいたします。
1月9日 農業会議常設委員会、南風原町土地改良会館で2時から4時まで参加
同日の18時30分から中城村のハチウクシー、吉の浦会館大ホールで。
1月10日 サトウキビ生産組合協議会の役員会。これは産業まつりのときの黒糖作りについて、生産組合と協議会の役員で話合いました。
1月13日 第19期農業委員・推進委員募集の調整会議
1月22日 第29回農業委員会総会事前打合せ。
1月26日、今日の第29回農業委員会総会
1月30日、産業まつりの準備として黒糖作りの原料（キビ）の収穫作業を計画していますので、当日できる方は参加して下さい。

	<p>1月31日、産業まつり初日、10時からです。案内は9時からになっていますが、開始するのは10時からです。業務報告は以上です。</p> <p>それでは案件の説明に移ります。議案第99号、議案第100号まで一括して事務局より説明をお願いします。</p> <p>あけましておめでとうございます。今年最初の総会になりますので、今年もよろしくお願いたします。それでは、お配りした資料に沿って説明をいたします。</p> <p>(議案第99号を議案書をもとに朗読)</p> <p>次に議案第99号について補足説明をいたします。</p> <p>1番は、譲受人が新規に農業参入を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものがあります。</p> <p>この申請人が確保する農業機械等の導入台数2台、農作業従事日数165日、営農計画(作目:野菜)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計379㎡です。</p> <p>今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>よって、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。</p> <p>次に4ページをお開きください。</p> <p>(議案第100号を議案書をもとに朗読)</p> <p>次に議案第100号について補足説明をいたします。</p> <p>1番及び2番の非農地証明であります。申請地は、20年以上耕作放棄され、今後も農地として利用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領(平成23年3月15日農政第2121号改正)第2条第2項ウに該当すると思われ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われます。以上になります。</p>
事務局	
議長(会長)	<p>提案理由の説明が終わりました。一旦休憩に入りましょうね。休憩をいたします。</p> <p>(休 憩)</p>
議長(会長)	<p>再開いたします。</p> <p>議案第99号について審議に入ります。ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長(会長)	<p>進行の声があります。進行いたします。</p>

	どなたか。2番どうぞ。
2番	議案第99号 農地法第3条の規定による許可申請についてであります。昨日現場も確認してまいりまして、事務局より説明も受けました。きれいに耕作されており特に問題ないので、本員は許可したいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第99号については許可といたします。 続きまして、議案第100号 非農地証明願いについて質疑に入ります。ご質問等ありましたらお願いします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どなたか。6番どうぞ。
6番	議案第100号 非農地証明願いについて、登又と南上原の2件ですが、おととい車で通って現場も確認いたしました。非農地の理由として、このように荒廃もしていますし、それから墓の近くでもあって、証明願いについてそのとおりに現場確認しておりますので、本員は許可したいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第100号 非農地証明願いについては承認といたします。 議案審議を終わります。報告事項でお願いいたします。 休憩します。 (休 憩)
議長（会長）	再開します。
事務局	それでは、別紙の報告第21号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について。 (報告第21号を議案書をもとに朗読) 報告第21号について補足説明をいたします。 今年度、8月から11月の間に農地法第30条にもとづく利用状況調査を実施しました。

農林水産省通知「非農地判断の徹底について（令和3年4月1日付け2経営第3505号）」において、「再生利用が困難な農地」と判断された農地は、当該調査後直ちに、非農地として農地台帳から除外し土地所有者等へ通知するものとされております。

今回の利用状況調査により、「再生利用が困難な農地」と判断された農地、計324筆の土地所有者に対し、事務局長専決により非農地通知を送付することをご報告いたします。

続いて7ページをお開きください。

（報告第22号を議案書をもとに朗読）

報告第22号について補足説明をいたします。

市街化調整区域の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は5条の届出が5件ありました。内容は記載のとおりで、添付資料も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上になります。

議長（会長）

報告を終わりました。

第29回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 17時00分

中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。

中城村農業委員会会長 比 嘉 盛 安

議事録署名人

5番委員 小橋川 達 則

議事録署名人

6番委員 屋 良 照 枝